法律案 新旧社東日本大震災の 対照表の被災者に対する援 助  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 日 本司 法支援センター の業務の特例に関する法律 の 一 部を改正 する

第六号)(本則関係)(東日本大震災の被災者に 対する援 助  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 日 本 司法支援センター  $\mathcal{O}$ 業 務 の特 例 に関 関する法律 (平式) (傍線部へ -成二十四. 年部 - 法分

2~5 (略) 2~5 (略) の効力を失う。 の効力を失う。 「この法律は、平成三十年三月三十一日限り、そ(この法律の失効)	改正案
2~5 (略)	現行

第六号)(附則第二項関係)(東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(平成二十四年法律

					笠	
(削る)	第二十三条の二	項 第 二十三条第五	第二号第二項	(略)	(総合法律支援を が が が が が が が が が が が が が	
(判の)	この法律	日通則法(第四	(略)	(略)	とするほか、必要側に掲げる字句はが東日本大震法の適用)	改正案
(削る)	例法この法律、震災特	読み替えて適用する第四十八条 一点の法律、震災特例法別は 一点の法律、震災特別法第	(略)	(略)	安な技術的読替えは、は、それぞれ同表の下いる総合法律支援法の系統法の	*
項 二十六条第一	(新設)	(新設)	第二号第二項	(略)	の の の の の の の の の の の の の の	
第四十八条	(新設)	(新設)	(略)	(略)	とするほか、必要欄に掲げる字句は例表の上欄に掲げる字句はターが東日本大震を (	現行
四十八条を表して適用する第一の規定により読みの規定により読み	(新設)	(新設)	(略)	(略)	要な技術的読替えは、ける総合法律支援法の下げる総合法律支援法の下震災法律援助事業を行	

第三十九条の写の項の可	項 第三条第三項の 第四十八条の表	(略)	第四十二条の二	第四十二条の二	項第三十五条第二	(略)	項第五号 第三十四条第二	項 第三十三条第二	(略)
するこの法律の (同法第四十八 において準用	(略)	(略)	前項	この法律	(略)	(略)	この法律	(略)	(略)
て適用する総合法震災特例法第五条震災特例法第五条	(略)	(略)	項 替えて適用する前 の規定により読み 震災特例法第五条	例法この法律、震災特	(略)	(略)	例法と、震災特別法	(略)	(略)
 ( 新	項第第			$\widehat{}$	項第			+ <del>T</del>	
(新 設)	三条第三項の	(略)	(新 設)	(新設)	三十五条第二	(略)	(新設)	項第三十三条第二	(略)
(新設) (新設)	条 十 川 系 項 の	略) (略)	新設)(新設)	新設) (新設)	三十五条第二(略)	(略) (略)	(新設) (新設)	場三十三条第二 (略)	(略) (略)

(削る)	項 第 の 項 円 円 四 条 第 の 十 円 条 の そ 元 十 の 条 の そ る る る る る る る る る る る る る る る る る る	六 第 五 五 十 項 名 の 四 十 八 条 の 四 二 条 の 四 二 の 四 二 の の の の の の の の の の の の の の	第五十条の項表の表	
(削る)	総合法律支援法において準用人を含む。)	総合法律支援法 (同法第四十八 を含む。)	(略)	規定を含む。)
(削る)	災特例法 を含む。)及び震 を含む。)及び震 を含む。)及び震 を含む。)及び震	特例法とは、一次において語の法律を含む。)、震災特例法第四十八十十八十十八十十八十十八十十八十十八十十八十十八十十八十十八十十八十十八十	(略)	特例法を含む。)、震災を含む。)、震災を含む。)、震災
-				
項の項第二十五条第一	項 第 の 項 四 十 四 条 第 一 表 の 元 表 の 元 十 の る の る の る ろ る ろ る ろ る ろ る る る る る る る	(新設)	第五十条の項	
総合法律支援法	総合法律支援法	(新設)	(略)	
震災特例法	び震災特例法	(新設)	(略)	

2 (略) 第三条 (略) (この法律の失効)

2 (略) 第三条 (略) (この法律の失効)

4 るかの|五|項第セ3 わ項十十三ン らに四第項タこ ず係条二並しの 、る第十びが法 同部一三にし律 項分項条第たの にに第第五長失 規限一五条期効 定る号項(借前 す。のの同人に る)項項条金第 日の及、のに四 後規び第表つ条 も定第四第い第 、は五十十て一 な、十九九は項 お第四条条、の そ一条第第同規 の項第一二条定 効の一号項第に 力規項の第二よ を定第項二項り 有に四川号及支 すか号第のび援 をに号二及援3 有かの号びセ すか項の第ンこ るわに項三タの。

4 5

5

略

ら係、項ー法 ずる第並が律 `部四びしの 同分十にた失 項に九第長効 に限条五期前 規定する。)号に第四の るのの条に条 日規項のつ第 後定及表い一 もはび第て項 ` ` 第 十 は の な第五九、規 お一十条同定 そ項四第条に のの条二第よ 効規第項二り 力定一第項支